

建築士試験

9分類で必要科目規定

制度改正案 実務経験要件は厳格化

国土交通省は、建築士試験制度の見直しに向けた学歴要件や実務経験の案をまとめた。今回の制度見直しでは、従来の学科学主義を科目主義に改め、指定科目の履修を要件化することが決まっている。国交省案によると、指定科目を建築計画や構造力学など9種類に分類した上で、標準的な授業内容や科目、必要単位数を規定する。1級建築士については、4年制大学で指定科目を最低60、65単位取得することを要件とする。実務経験については、建築一式工事や大

工事、営繕、建築確認業務を認める一方、各種工事の施工管理や営業などのその他業務、都市計画行政、通常の大学院教育は認めない方向とした。2面に科目分類などの表。

国交省は、見直し案を6日に開かれた社会資本整備審議会（国交相の諮問機関）の建築分科会基

本制度部会建築士制度小委員会（委員長・村上周三慶大教授）に提示した。

学歴要件として課す指定科目については、▽建築計画▽建築製図▽環境

建築一式工事や大

単位程度とする。実務経験は、「設計図書と密接にかかわりを持つつつ、建築物全体を取りまとめる業務や建築物全体との整合を確認する業務」とする案を示した。建築一式工事の施工管理は従来通り認めるが、型枠工事といった各種工事で、建築材料関係、空調・換気設備などの施工管理、営業関連業務などは従来と違って認めないようにする。行政職員などについては、建築確認や建築営繕は認める一方、従来は認めていた官公庁での建築行政や都市計画コンサルタントなどは対象外とする。大学院については、設計などの実務経験については異論などが出された。国交省は、会合での意見などを踏まえ最終案の検討に入る。同小委の最終会合は12月6日を予定している。

19年 11月 7日

建設工業新聞

【1面参照】大臣の指定する建築に関する科目（案）

分類	標準的な授業内容	標準的な科目の例
建築計画	単体建築物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの	建築計画、設計計画、住宅計画、建築防災計画、都市計画、住宅地計画、建築意匠、地域計画、景観工学、建築史 等
建築製図	建築物及び工作物等を製作したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等	図学、設計計画、設計製図、鉄骨構造設計、鉄筋コンクリート造設計、建築製図演習、CAD演習 等
環境工学	建築等の環境において人体の健康に及ぼす影響を考察するもの	建築環境工学、音環境計画、光環境計画、建築熱環境計画、建築音響学、建築環境測定、衛生工学 等
建築設備	建築等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの	建築設備、建築設備理論、防災設備論、衛生工学 等
構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論	構造力学、材料力学、構造解析、振動解析、建築構造実験、耐震設計、土質力学 等
建築一般構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの	構造計画、鉄骨構造、木構造、鉄筋コンクリート造、耐震構造、耐火構造、コンクリート構造学 等
建築材料	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材に関するもの	材料構法、建築材料学、コンクリート工学、建築材料実験 等
建築施工	建築又は建設の工事の実施に関するもの	建築生産管理、建築生産学、建築施工、鉄筋コンクリート工学、建築積算、建築経済学、LCC理論 等
建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法律及び命令に関するもの	建築法規、建築基準法、都市計画法 等
その他	その他	測量学実習、ランドスケープ、建築数理学、都市解析水理学、土質工学 等

指定科目の必要単位数について

	一級建築士	二級・木造建築士 大学・短大・高専の場合	二級・木造建築士 工業高校の場合
設計製図	(7単位以上)	(5単位以上)	(4単位以上)
建築計画	(7単位以上)	(7単位以上)	(3単位以上)
環境工学	(2単位以上)		
建築設備	(2単位以上)		
構造力学	(4単位以上)	(6単位以上)	(5単位以上)
建築一般構造	(3単位以上)		
建築材料	(2単位以上)		
建築施工	(2単位以上)	(1単位以上)	(2単位以上)
建築法規	(1単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
上記の最低単位数	30単位程度	20単位程度	15単位程度
その他	適宜	適宜	適宜
合計最低単位数	[4年生大学] 60～65単位程度 [短期大学・高専] 40～45単位程度	[4年生大学・短大・高専] 40～45単位程度	[工業高校] 20～25単位程度

19年 11月 7日

建設工業新聞